

令和2年第2回睦沢町議会定例会会議録

令和2年6月15日(月)午前9時開会

出席議員(14名)

1番	島 貫 孝	2番	小 川 清 隆
3番	酒 井 康 雄	4番	丸 山 克 雄
5番	久 我 眞 澄	6番	伊 原 邦 雄
7番	久 我 政 史	8番	田 邊 明 佳
9番	田 中 憲 一	10番	中 村 義 徳
11番	中 村 勇	12番	市 原 重 光
13番	麻 生 安 夫	14番	今 関 澄 男

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	市 原 武	総 務 課 長	中 村 幸 夫
まちづくり課長	鈴 木 政 信	税 務 住 民 課 長	田 邊 浩 一
福 祉 課 長	小 高 俊 一	健 康 保 険 課 長	白 井 住 三 子
建 設 課 長	大 塚 晃 司	産 業 振 興 課 長	宮 崎 則 彰
会 計 管 理 者	秦 悦 子	健 康 保 険 課 主 幹	吉 野 栄 子
総 務 課 副 課 長 兼 財 政 班 長	秋 葉 秀 俊	総 務 課 主 査 兼 総 務 班 長	池 澤 竜 二
睦 沢 町 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 崎 則 彰	教 育 課 長	今 井 富 雄
教 育 課 長	中 村 年 孝	教 育 課 主 幹 (指 導 主 事)	岡 本 哲 夫
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	中 村 幸 夫		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 手塚 和夫 書 記 麻生 健介
書 記 土田 亨

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 4 陳情第 3 号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1 号 睦沢町行政改革推進委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6 号 睦沢町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 7 号 睦沢町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 8 号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 11 号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 9 号 令和2年度睦沢町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 16 議案第 10 号 令和2年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 17 議案第 12 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 18 報告第 1 号 令和元年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議案第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書の提出に
ついて

◎開会及び開議の宣告

○議長（今関澄男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第2回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変申し訳ございませんが、議員各位にご報告をいたします。

本日出席の予定でありました宮崎副町長におかれましては、本日早朝に実母がご逝去されましたので、欠席とさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和2年1月分から令和2年3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本日は気温も高く、冷房は入れてありますが換気のため議場扉は開放しています。また、マスクは各自の状況に応じて、特に発言時にはそれぞれその場の各自の対応をお願いを申し上げたいと思います。

◎議会関係の報告

○議長（今関澄男君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る6月11日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、田邊明佳委員長から報告があります。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） それではご報告申し上げます。

去る6月11日に、今関議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。案件は令和2年第2回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、3名の議員から一般質問の通告がされております。議案等については陳情2件、議案12件、報告1件であります。

次に、本日の日程について申し上げます。

まず最初に、日程第1といたしまして会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして会期の決定を行います。会期は協議の結果、本日1日限りといたしました。

日程第3及び日程第4といたしまして、陳情2件の審議をお願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し本会議で決することといたしました。

続いて、日程第5といたしまして一般質問を行います。

その後、日程第6から日程第17までは、条例の新規制定及び一部改正、補正予算、人事案件など12議案について審議をお願いいたします。

最後に、日程第18といたしまして報告1件を予定いたしました。なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（今関澄男君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

季節は梅雨を迎えておりますが、木々の緑も一層の深みを増し、水稻の生育も勢いを増して参りました。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

政府が公表した4月及び5月の月例経済報告では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあるとし、「悪化」と表現するのは2009年のリーマンショック以来としております。緊急事態宣言の全面解除に歩調を合わせて、自粛していた経済活動も手探りで動き始めたところではありますが、宣言が発令されていた4月から5月期の実質国内総生産、GDPの成長率は年率換算でマイナス20%台の下げ幅になると予測し、GDPが直近のピークだった2019年7月から9月期の水準に戻るのには、2024年以降と見込むという新聞記事もありました。

本町においても大変厳しい状況が続いているものと認識をしており、一日も早い経済の回復を願い、町で出来る限りの対策を実施して参ります。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、睦沢町行政改革推進委員会設置条例等の新規条例の制定及び条例の一部改正、一般会計補正予算など11議案と、人事案件1件並びに繰越明許費繰越計算書の報告でございます。慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をいたします。

初めに、総務課所管についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症については、千葉県も特別警戒地域に指定されておりましたが、5月26日に緊急事態宣言が解除され、本町の対策本部も5月28日をもって解散をいたしました。しかしながら、いまだ完全に終息したわけではなく、本町任意の感染症対策連絡会議についてはしばらくの間継続をいたします。

千葉県からの要請に基づいた各施設の使用停止や制限についても、徐々に解除に向かっており、各事業についても徐々に再開をしているところではありますが、町民の皆様には、第2波に備え、気を緩めることなく、新たな生活様式を実践しながら、もうしばらくの間、施設の使用制限、イベントなどの自粛についてご協力をお願いしなければならないと考えております。職員の勤務体制についても、もうしばらくの間、分散勤務で対応いたします。

2点目といたしまして、5月14日の議会臨時会で報告いたしました、マスクの寄附について、その後、一宮町の株式会社伊勢化学様からも、マスク2,000枚の寄附がありましたのでご報告いたします。

3点目といたしまして、例年6月議会で配付をしておりました睦沢町例規集でございますが、この新型コロナウイルスの緊急事態宣言を受けまして、委託業者も分散勤務をしており、どうしても6月議会には間に合わないとの連絡を受けております。納品次第配付をさせてい

たきますのでご了承願います。

次に、まちづくり課所管についてご報告いたします。

本日、第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）及び睦沢町学校施設整備基本構想（案）についてお手元に配付させていただきました。本来であれば、全員協議会の開催をお願いして説明すべきところがございますが、新型コロナウイルスの感染予防のため、全員協議会での説明を見送らせていただきました。今回は、今まで検討、取りまとめが出来たところまでを皆様にご報告させていただくということで、資料の配付という形を取らせていただきました。

第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、四つの政策分野のうち、健幸まちづくり、まちぐるみ子育てまで、睦沢町学校施設整備基本構想では、建設候補地の比較として、比較項目を8項目設定し検討しております。なお、配付資料のご説明につきましては、後日、出来れば早い時期に改めて説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてご報告いたします。

この地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援しつつ、地方創生を図るというもので、交付対象事業は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業が交付の対象となります。

本交付金には、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、そして次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、さらには強靱な経済構造の構築という四つの柱が掲げられております。

本交付金は、1次、2次があり、第1次の交付については国から限度額が示され、補助率は10分の10で、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況によりまして、本町には交付限度額6,454万5,000円が示されました。また、2次分交付分としての額はまだ示されておりませんが、1次、2次配分を合わせて有効な活用をしたいと思っております。

また、さきの議会臨時会でご承認いただいた、町単独による子育て世帯への応援臨時特別給付金及び感染拡大防止支援給付金に係る経費も、この交付金から充当したいと考えております。

そのほか、国からは本日配付させていただいておりますような、対象となる様々な事業メニュー、活用事例も示されておりますので、その中で、本町として対応出来るものを掲げて

いきたいと考えております。なお、町が行おうとする事業が、交付対象として認められた場合には、適宜補正予算において予算措置をさせていただきます。また、緊急を要する案件については、事前に全員協議会で説明した後、議会臨時会を開催したいと考えますので、よろしく願いをいたします。

次に、指定管理施設における指定管理者への施設の休業等に伴う補償金の取扱いについて申し上げます。

町では、指定管理者へ国からの基本方針に基づき、令和2年2月25日付で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う施設の利用制限への対応を依頼しました。また国の4月7日からの緊急事態宣言を受け、全部または一部施設の休業について再度要請をしたところでございます。これら国・県・町からの要請によりまして、指定管理者、事業者側では、施設の全部または一部の休業を実施いたしましたところでございます。

総合運動公園につきましては、令和2年3月1日から館内のトレーニングルームとスタジオを閉鎖及び実施事業の教室全般を中止、3月11日からは屋内施設の休業、4月8日からは屋外施設も含め全施設を休業としております。ただし、休業中であっても、日中は指定管理者職員が常駐し、電話対応などの管理室等の運営は継続いたしました。このことから3月から収入が激減しており、4月以降ほとんど収入がない状況となりました。

緊急事態宣言が解除された後、5月26日から屋外施設を再開、6月2日からはトレーニングルームを除く屋内施設の再開、6月9日からはトレーニングルームについても再開しております。各施設とも利用時間や利用人数について制約を設け、社会的な状況を見ながら段階的に緩和をしていく予定です。また、県をまたいだ移動が可能となるまでは、千葉県内在住の方のみの利用としております。

なお、プールの運営につきましては、感染拡大防止の観点から、プール使用時の更衣室、シャワーの利用に係るコントロールが非常に難しいこと、周辺のプール閉鎖の情報などもあり、一層の混雑が予想されることなどの理由により、今年度のプールの営業は中止といたします。

また、道の駅では、令和2年3月4日から温浴施設、つどいのハコの終日休業及びレストランの平日休業、4月11日から5月31日までは、トイレ、駐車場、総合受付、直売所、ピザのテイクアウトを除く施設、温浴施設、レストラン、つどいのハコ、Bゾーンを終日休業といたしました。この間、職員等は常駐し、通常どおりの管理体制を取っております。

なお、道の駅は、政府の示す事業継続が不可欠な施設の事業所に該当しておりましたので、

トイレや駐車場については通常どおり利用することが出来るようにしております。また、農産物直売所につきましては、地域住民の生活支援、買物の場として機能させることや、近隣のスーパーの密を分散させること、また、生産者の収入確保の場としても一定の役割を担っていること、さらには、道の駅の他の施設の休業に伴うお客様の減少や施設への滞在時間が短いことから、政府の定義する3密状態でないことから、対策を取りながら継続営業を行いました。

そして、緊急事態宣言が解除された後の6月1日から、3密回避や除菌、また、熱がある方や体調不良の方には利用をご遠慮いただくなどの対策を取りながら、時間短縮でレストラン、つどいのハコ及びBゾーンを再開し、6月8日からは、温浴施設を同様の対策や入場制限、時間短縮を行いながら再開しました。なお、サウナや和室、休憩室については、休止といたしました。その他の施設については、社会的な状況を見ながら営業再開を検討して参ります。

このことから、やはり3月から事業収入は激減しており、今後、通常営業以降も、お客様の足が遠のいていることもあり、当分の間は回復までに時間がかかるものと思われま

す。全国の指定管理施設では、臨時休業などにより指定管理業務が履行出来ないこと、これは指定管理者側でコントロール出来ない不可抗力により、利用料金収入を得ることが出来ないことによる収入の減少が大きな問題となっております。また、国、総務省からは、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応等により、施設における減収等について、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した契約は、協定におけるリスク分担の考え方にに基づき、適切な運用、損失補填を行うよう通知がなされております。

本町の指定管理施設、スマートウェルネスタウンと運動公園については、スマートウェルネスタウンについては事業契約の中で、運動公園については基本協定の中で、その取扱いが定められておりますので、これに基づき精算することになります。

なお、6月1日以降についても3密にならないよう、また、再開に当たり取り組むべき感染拡大防止対策を取りながらの運営を指定管理者へ依頼をしております。このことから、やはり6月以降も通常運営の場合と比べ減収は否めないことから、国または千葉県などが示すガイドラインに沿った再開に当たり、取り組むべき感染拡大防止対策期間が終了し、通常の運営が再開出来るまでが損失補償の対象となります。

なお、道の駅については事業収入が激減していることから、今後の運営に支障が出ないよう、差し当たって1年間の施設使用料を減免することも含め、検討をしております。これは、

感染拡大の対策を取りながらの運営再開ということもあり、資金不足による運営面に影響が出ないよう、既に、使用料は年度当初に納入されておりますが、これを早い段階で還付することで、今後の運営に支障が出ないようにしたいという考えであります。もちろん損失補償については、使用料減免額を控除して精算することになります。

今後運営が安定し、事業契約等に基づく精算（補償額等が確定）が出来た時点で、全員協議会で説明した上で、補償金についての予算措置をさせていただきたいと思っております。

次に、健康保険課所管についてご報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る長生病院における病院事業所収入についてですが、4月、5月の外来、入院、健康診断や人間ドックなどの医業収入において、当初予算の2割程度の減収となっております。また、今後も一定期間は影響を受けることが予想されます。

このような状況を踏まえ、今後、各市町村の負担の増加、追加が見込まれます。なお、追加の負担金については、今後金額が確定し、各市町村で合意された場合には、これらも予算計上させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、福祉課及び産業振興課所管の給付金についてご報告いたします。

5月14日、議会臨時会で補正予算としてご承認いただきました、各給付金についてご報告いたします。

まず、特別定額給付金につきましては、全庁態勢におきまして5月15日に2,823世帯、6,963人に対し申請書を発送し、第1回目の支給日の5月28日に、2,157世帯に給付金を支給しました。その後は1週間に1回の支給を行い、現在までに2,671世帯、6,710人に対し支給し、支給率は94.7%となっております。なお、申請の受付期間は8月18日までとなっております。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金と子育て世帯への応援特別給付金ですが、公務員以外の支給対象者349世帯、625人に対し、5月28日に通知を発送いたしました。公務員の申請者と合わせて6月12日に370世帯、664人に対して給付金を支給しております。なお、公務員の申請の受付期間は9月30日までとなっております。

次に、睦沢町感染症拡大防止支援給付金については、対象者へ通知及び広報などで周知させていただき、6月12日現在で、申請事業者16者に対し支払いの完了した事業者は13者になります。申請の所得の減少率ですが、大きいところで96.1%、小さいところでは17.5%となっております。

次に、建設課所管のご報告をいたします。

6月5日、8日、9日の3日間にわたり、大上地先において、町道路上に設置されていた側溝及び集水ますのグレーチング蓋、計19枚、被害総額で約19万円の盗難が発生いたしました。既に警察には被害届を提出済みで、被害箇所は大きな穴が空いた状態で大変危険ですので、現在はセーフティーコーンで安全措置を行い、材料が入荷次第、コンクリート蓋を設置予定であります。

なお、町内全域の主要道路についてパトロールを実施しましたが、その他の箇所においては異常は発見されておりません。町ではパトロールなどにより警戒に努めておりますが、蓋がなくなっている場所を発見した場合や、不審者を見かけた場合などがありましたら、建設課まで情報提供のご協力をお願いいたします。

次に、小・中学校のICTを活用したGIGAスクール構想について申し上げます。

関連する一般質問が通告されており、詳しくは後ほど教育長から教育委員会としての考えが示されると思いますが、町といたしましては、将来を担う子供たちの教育のために、早期に整備すべく、当初3か年での整備を予定しておりましたが、前倒しによりまして、今年度中の整備完了を目指しております。今後の補正予算などに関しましては、ぜひともご協力を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、私の2期目の4年間、議員各位には大変お世話になりました。任期も残り僅かとなりましたが、先般、3期目への挑戦を表明させていただき、間もなく選挙となります。今期最後の定例会になりますので、本年もよろしくお願いを申し上げます。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

教育長。

○教育長（今井富雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、日頃より町教育行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

2点につきましてご報告をさせていただきます。

1点目でございます。学校また社会教育施設の再開についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、学校再開に向けて、5月20日から22日に小学校が、20日の1日で中学校が分散登校を実施し、登校時の健康カードの確認、学習時や休み時間、清掃時など、様々な場面を想定した安全面での対策や衛生管理の方法を確認いたしました。

また、文部科学省からの指導等を踏まえた、町独自のこども園・小中学校感染症対策ガイドラインを策定し、このガイドラインに基づき、6月1日から学校を再開いたしました。中学校は1日から5日金曜日までを、小学校は8日月曜日までを、学校への順応期間として分散登校の上、短縮授業としましたが、その後は給食も提供し、通常の学校運営に戻しました。

教育委員会としても、学校再開後は生活リズムの変化による体調不良を訴える子や、感染による不安から登校しない子も多くいるのではないかと心配をしておりましたが、当初、小学校で1名が感染への不安から欠席しているとの報告がありましたが、9日からは登校しており、現在は小学校、中学校共に、皆元気に学校生活を送っております。

こども園では、家庭での保育をお願いし、預かる子供の人数も少なくなりましたが、6月1日から通常の預かりに戻しております。給食では対面にならないように、また午睡やおやつの時間も各クラスで行うなど感染予防対策を取っておりますが、園児も元気に園での生活を送っております。また、感染への不安により登園を自粛する園児はございません。

次に、公民館、資料館、ゆうあい館の社会教育施設ですけれども、公益社団法人全国公民館連合会などが示したガイドラインに基づき、本町でもガイドラインを策定し、緊急事態宣言解除後から施設予約の受付を開始し、6月2日から開館をいたしました。サークル活動も開始をされ、人数や活動内容により、これまで使用していた場所から広い場所へ移動してもらうことや、使用後に消毒液を使って接触した場所を清掃してもらうなど、協力をいただいております。

公民館バスも予約の受付を開始しました。公益社団法人日本バス協会のガイドラインを参考に、大型バス・小型バス共に、運転席の後ろの席は使用しないことや、乗車定員をおおむね半数にすること、また、運行終了時にはバス内の清掃に消毒液を使うなどの対策を取って参りたいと思います。

このように、こども園、学校、社会教育施設共に3密の回避や、新しい生活様式の考えに立ち、感染のリスクを最大限縮減するための対策を取り、安全で安心される施設運営に、今後も心がけて参りたいと考えております。

もう1点申し上げます。

新聞各紙等でも報道をされておりますけれども、約100年前にスペイン風邪が世界中で流行した際の、地方行政機関の対応を示す貴重な資料3点が、睦沢町歴史民俗資料館で見つかりました。現在、展示をされておりますけれども、当時の長生郡東村、現在の長南町と睦沢の一部でございますけれども、その中で衛生講話を、また、ワクチンの予防接種を実施したと

いう記録でございます。

この内容が、首都圏ネットワークで、明日16日6時半頃、特別の事件等なければ放送予定でございますので、ぜひ議員の皆様にもご覧いただきたいと思ひまして、ここでご紹介を申し上げます。

以上で、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

それでは、本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今関澄男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。7番、久我政史議員、8番、田邊明佳議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（今関澄男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日限りとしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

◎陳情第2号の上程、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第3、陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思えます。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

◎陳情第3号の上程、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第4、陳情第3号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

先程の陳情第2号と同様に、本陳情につきましても過去に陳情が提出され、審議された経

過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(今関澄男君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(今関澄男君) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

陳情第3号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長(今関澄男君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

◇久我政史君

○議長(今関澄男君) 最初に、7番、久我政史議員、どうぞ。

久我議員。

○7番(久我政史君) 新型コロナウイルス感染拡大防止のために、3月2日から小・中学校の一斉休校に入り約3か月、大変長期にわたり児童・生徒、保護者、また、学校職員にとって、この

3 か月は経験のない大変なことだったのではないかなと思っております。そこで、今後のカリキュラム等について何点かお聞きしたいと思います。

まず、学習不足はもう大変なものかなと思っております。そのカリキュラムの変更や授業時数、これをどのように確保を考えているのかを、具体的には夏休みとか冬休み、あるいは土曜日とか、それと色々な行事、運動会とか校外学習、修学旅行と、こういうものの新聞等では削減ということが載っておりますけれども、本町はどうするのかなど。

それから、先程お話がありました分散登校について、今幾つかお聞きしたわけなんですけれども、どのように実施したのか。先程小と中がちょっと日にちも違うような感じでもありましたし、意外と子供たちもよかったような話もありましたけれども、その成果、こういうことがよかったよと、あるいはこういうことをもう少し注意すればよかったと、もしあればその辺、大変こういうことを苦労したとか、そういうことをお聞き出来ればなと思います。

それから、学校内のボランティアというのが、学童の関係はボランティアというのは結構聞くんですけれども、そういうのが活用、あるいは応援する人がいたのかどうか、あるいは今後その辺がどうなるのか。

それから、その次に、前期・後期、今は2学期制を取ったわけですけれども、前期が、私の考えだとこれは非常に大変じゃないかなと思うんですけれども、その辺切替えをどうするのかなどということ。

それから、3月から休みになって、その辺、もう卒業生はどうしようもないんだけど、授業内容の不足したのはどこかで補うのか、もう補わなくても、行事等で、特に家庭で宿題とか何かそういう形で大体オーケーだとか、その辺をお聞き出来ればと思います。

それから、先程マスクの話もよそから頂いたとかってありますけれども、どの位続くか、これがちょっと分かりませんが、1年分位は大丈夫だとか、もう消毒液とかそういうものも一応心配ありませんとか、そういうことをお聞き出来ればということで質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我政史議員のご質問の学校教育につきましては、教育長より答弁をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 久我政史議員のご質問にお答えいたします。

学校教育についての1点目、小・中学校の一斉休校についてと、5点目の全学年の3月分

の不足はどのように扱うのかとのご質問は、関連いたしますので併せてお答えをさせていただきます。

小学校、中学校共に、3月3日から5月31日まで休業をいたしました。2月28日から現在まで週1回程度は、各学校長、こども園園長と、休業中の取組と休業解除後の児童・生徒の受入れについて、また授業時数の確保や行事等の実施など協議を重ね、現在もこの会は続けております。

3月に実施出来なかった授業内容、時数については、小学校と中学校、またそれぞれの学年によっても違いがありましたが、心配のあった小学6年生と中学3年生は、共に授業時数は確保され、学習の範囲もおおむね終了していたとのことでございます。4月以降も引き続き在校生となる小学1年生から5年生と中学1年生から2年生については、新しい学年になった4月の休業中に家庭学習として提供したり、学校再開後に補充したりしていくことで、小学校、中学校共、共通理解を図り実施をしているところでございます。

緊急事態宣言の発出と休業期間の延長となった4月、5月は、文部科学省や千葉県教育委員会からの指導もあり、授業の遅れに対応するため年間授業計画の見直しを行い、家庭でも可能な学習課題を提供し、それを評価することで、授業の遅れを補うことで進めました。

しかし、6月1日から学校を再開し、3月までに不足する授業時数を確認したところ、法律で定められました年間授業時数に対し、小学校1年生、2年生では若干の余裕がございましたけれども、3年生から6年生は不足が確認されました。中学校は1、2年生に僅か余裕があるものの、3年生については不足が確認をされました。

今後も自然災害や新型コロナウイルスの感染対策、インフルエンザの流行などが生じ、授業が出来なくなることも考慮し、授業時数を確保するため、土曜、日曜日を授業日とすることはいたしませんけれども、夏休み、冬休みを短縮すること、今日になりますけれども、6月15日、この県民の日、本日も授業日として実施をし、既に保護者へも通知をしてございます。

運動会、修学旅行、校外学習等の行事については、大切な学びの機会として捉えておりますので、そのときの状況にもよりますが、練習時間の縮減も含め、規模の縮小や行き先を変更するなど工夫し、実施出来るものは実施する考えでおります。

2点目の分散登校の実施については、小学校、中学校共に6月1日からの児童・生徒の受入れも検討するため、小学校では5月20日から22日で地域別に4班に分け実施をいたしました。延べ4日間を費やしたわけでございます。中学校では5月20日に学年を2班に分けまし

たので、1日で実施をいたしました。午前、午後ですね。

分散登校は、課題の回収や児童・生徒の様子を確認すること、連絡事項等を伝える程度としましたけれども、成果として、登校した児童からは学校に来ることを楽しみにしていたという声があり、送迎の保護者にも不安な様子や不安を訴えることはございませんでした。この期間中、教育委員会も小・中学校へ出向き、小学校では、登校した児童の検温の確認作業を手伝いました。

課題としては、検温をしないで登校する子が多くおりました。検温は登校する前に、保護者が児童の健康状態を把握するための手段として実施していただくものでございます。以前から検温の実施を依頼していますが、残念ながら徹底されていなかったことから、保護者へは、5月28日にPTA会長の名前で、30日には学校から健康管理の徹底に関し通知をいたしました。

6月1日から学校は再開し、最初の週は、児童・生徒の学習活動に順応することなどを目的に分散登校としましたが、小学校は9日から、中学校8日から給食も提供し、学習活動はおおむね従来の日課に近づいております。中学校の部活動については、段階的に実施をして参りたいと考えております。

3点目の学校内のボランティアの活動状況ですが、5月の分散登校を開始する前に、登下校時や学習活動、衛生管理など場面を想定し、教職員だけで補えるものなのか、不足するか検討いたしました。その結果、衛生管理面で、通常の清掃以外に学習等で使用した器具等の消毒や、トイレ、手洗い場の消毒など、毎日実施することから、小学校では不足が見込まれ、地域の方々や保護者へ要請し、一時的に協力をお願いいたしました。現在は、教職員で行っております。

5月22日に新型コロナウイルス感染予防に係る学校運営ガイドラインとして、国や県が示し、本町でも園、小・中の感染症対策ガイドラインを示しました。現在もこのガイドラインに沿い、様々な制限の中で活動しておりますが、先程も申し上げましたとおり、学習活動はおおむね従来の日課に近づいております。

今後は、小学校、中学校共に、コミュニティスクールとしてボランティアの活用を図りながら、児童・生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り縮減し、学校の新しい生活様式に沿って学校運営を行って参りたいと考えております。

4点目の前期・後期の切替えはとのこととございます。年間のカリキュラムを再検討し、既に実施した家庭学習と、学年によっては、小学校、中学校共に夏休み期間を短縮して授業

を実施することで、前期が終了する10月11日、本町第2日曜日になっておりますけれども、までに補充出来ることから、前期・後期の期間を変更する予定はございません。

最後に、6点目の子供たちに対するマスクや消毒液の確保でございますけれども、4月6日の学校再開に向けた準備をしていた時期は、マスクや消毒液の品不足が続いておりましたが、ご家庭でも手作りマスクを含め、当初より現在は入手しやすくなっております。

5月にマスクは町商工会青年部様や町PTA連絡協議会、また松寄組様からのご寄附もありました。現在、マスクや消毒液が不足している連絡はございません。しかし、消毒液については、手指消毒だけでなく校内の衛生管理にも使用するもので、学校と連絡を取りながら不足することがないようにしていきたいと考えております。

よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） 久我政史議員。

○7番（久我政史君） 今お伺いして、大分落ち着いて進んでいるなということなんですけれども、ちょっと幾つか、検温の問題、家庭ではあまりやっていないと。そうだろうなという面はあるけれども、今よく検温というのが学校の先生が顔に何かちょこっとやるとか、ああいうのは高いのか分かりませんが、あるいは学校の担任がやるのか誰がやったのか、その辺、そういう簡単に出来るのがあると非常にいいんじゃないかなと、まず検温関係はそういうふうに感じました。

それから、給食も思ったほど、よそにいろいろ聞くと、給食がなくて家庭で親が非常に大変だとか、今のお話だともう早めに、どういうふうにしたのか、一斉に食べられないとか、その辺はどう、何も心配なくやったのか、人数が、食べる場所とか時間とか、ちょっとそこが、出来れば詳しく、こういうふうにして安全面を気をつけたとか、あるいは時間かかったとか、給食のですね。

それから、あと家庭のプリント等でというのが評価するのかなどうか。ある人がこんなことを言っています。うちは子供の面倒なんか見られないから、宿題やって、これで評価されると出来が悪くて、あそこの人は親が一生懸命面倒見ている。親がやったんだか子供がやったんだか分からないのにどうなのかなとか。ちょっとその辺は、私から見ればそういう面もあるかもしれないけれども、ただやったやらないだけじゃなくて、その確認を、多分先生が確認して、これなら理解出来ているとか、そういうことを担任あるいは、もし中学校であればほかの先生もいるし、そういうお手伝いとか、ボランティアみたいのを頼んでとか、そういうのがあれば、その辺をより確実にやればその心配はないんじゃないかなと、その辺ちょっ

と確認したいと思います。

○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答え申し上げます。

検温の件でございます。あくまでも家庭で検温をして平熱であること、また、子どもは子供だけじゃなくて家族みんなが健康であること、その子供たちを学校に送って来るんだというところが前提でございます。ですから学校は安全な場所ということで開いておるわけでございますから、その辺は保護者の皆さんに理解いただきながら、家族も含めて検温をし、その子供たちを学校に送るということ。

ただ、先程申し上げましたように、残念ながら家庭では検温をしない家庭もございましたし、いろいろな抜ける道を使ってありました。ですから、その検温については、今学校の玄関の前と後ろにテントを張っておりますが、その中で検温して来ない子供については、また、日頃の健康カードについては確認をして教室に入れております。それから、非接触型の体温計を使っておりますので、直接触ることもなく出来ております。

今数が、皆さん協力いただいて減ってきていますから、なるだけ出来る、当時よりはスムーズな中に入れる出来になっております。感謝しております。

給食関係でございますが、給食はこれまでどおり一斉でございます。ただ違うところは、先程申し上げました感染症対策でございますから、中学校は1年生のみが食堂を使い、2年、3年生は教室で行っております。それから小学校関係合わせて、配膳についてはもちろん石けん手洗いが最優先、一番でございます。手洗いをします。それから給食の担当者については健康状態を再度確認しながら、カード表でチェックをしながら、そしてマスクをして、そして手洗い後の手袋をして、話をしないで配膳をしております。

子供たちも、今まではグループでの会食をしておりましたけれども、食事も全て前を向いて、距離を取って、学習時間もそうでございますけれども、距離を取っての給食をしております。

続いて評価の問題でございます。

評価は、確かに課題を与えて、全ての子供たちがそれだけものをこなすことは、こちら側も望んではいませんが、そうだろうと思っております。その辺は教職員がその課題を見ながら、十分到達な部分についての補充をしていくこととなります。ですから、その成績どうこうございましたけれども、8月の第1週まで授業をすることにしておりますけれども、中学3年生は1週間授業しますが、中学校1、2年生については、補充の時間として考えて

おります。小学校も、先程授業時数足りていますけれども、小学校は補充の時間と合わせて、3年生から3、4、5、6年生は授業をするということでございます。

あと、補うことは、おかげさまで町の支援員たくさんいますので、それについては個への指導を、これまで同様に支援をして参りたいというふうに、活用しながら、その子供たちの学習の定着に向けて進めて参りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 久我政史議員。

○7番（久我政史君） このまま本当に収まればいいなという願いなんです。もし、また何か2次とか感染広がり、もう今のところ授業時数も何とかかなりそうだとということで、常にその辺は余裕がなくなったら、もうこれはどうにもならないと思うんですよね。

文部省は駄目ならばまた来年やればいいやとか、これはどうしようもないから文部省はそういうふうに言っているわけですがけれども、睦沢町とすれば、危ないところは、じゃこの辺でちょっと1時間でも、今日5時間の日だけれどもじゃ6時間やるかとか、そういう常に不足にならない前に、手を打つというようなことを、学校と連絡取りながら、私とすればぜひそういうところ、場所によっても夏休みが10日あればいいんだと、冬休みも授業を出来るだけやるんだとか、行事を切るんだとかいろいろありますけれども、先程お話がありましたように、行事は出来るだけやってあげたほうがいいと、先程ありましたように、時間を1時間減らす2時間減らす、それはそれでもしようがないと思うんですけれども、ぜひいろんな行事は出来るだけやれるように、余裕を持ってやっていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

それではこれで、7番、久我政史議員の一般質問を終わります。

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（今関澄男君） 次に、4番、丸山克雄議員、どうぞ。

丸山議員。

○4番（丸山克雄君） それでは、通告事項に沿って1回目の質問をさせていただきます。

梅雨の季節に入り、これからは気象災害が心配されるところであります。私たちは、新型コロナウイルス感染症を抑止するため、日々三つの密を避けながら新しい生活様式を取り入れておりますが、感染者は急速には減っておりません。昨日は全国で75名、東京都に至って

は47名もの新規感染者が出ました。

このような状況を踏まえて、感染症を抑止しながら、災害に対しての避難の在り方も変わり、特に避難所運営に新しい対応が求められております。避難の在り方の周知、避難者の受入れの方法、3密を避ける避難所内のレイアウト、必要とされる新たな備蓄品の確保、人材の配置、避難者の健康管理体制やマニュアルなど、どこまで具体的な対応が進んでいるのかお聞きします。

次に、現在コロナ感染症による国内の経済状況は未曾有の困窮状態にあり、睦沢町内の事業者の多くも厳しい影響を受けております。1か月の売上げが前年より50%以下になった場合、国の持続化給付金事業の対象となり、所定の申請で法人が200万円まで、個人が100万円まで給付されますが、単月でマイナス50%以上に至らず、30から40%台で推移している事業者は相当なダメージを被っております。このゾーンにおられる町内事業者に対して、事業の存続と生活を守るため、ぜひとも町独自の施策が必要であると考えますが、ご回答を求めます。

さて、5月26日、千葉県を含む首都圏では緊急事態宣言が解除されました。段階的に日常生活に戻ることになり、経済活動も全面的な再開に向かっていくものと思います。本町における社会経済活動も、従来のレベルに回復するだけでなく、先を見据えた新しい需要をつくり出すことが求められます。

3月の第1回定例議会で可決承認された、町産業振興推進会議であります。この会議は、町の産業を振興させることで、地域社会を発展させることを目的として発足するものであります。コロナ禍で苦戦中の今こそ、しっかりと機能させ、役割を果たしていただきたいと思っております。町産業振興推進会議のロードマップはどのようになっているか伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

1の感染症対応についての1点目、感染症抑止を踏まえた避難の在り方や避難所の運営について、今回のように感染症が多く発生している場合の避難、または感染症のリスクある場合の避難は、密閉・密集・密接の3密を避けての避難が必要でございます。避難については、受付時において健康状態の聞き取りや検温を行い、感染のリスクがある場合には、あらかじめ確保している部屋、教室等に振り分けをさせていただき、保健所からの意見等を仰ぎながら対応を図ることとしております。

避難所の運営においては、通常の災害発生時よりも避難者同士の間隔を空け、消毒液の設置やマスクの着用、定期的な換気と施設の共有部分の消毒、保健師による健康状態の経過観察を行い、パーティションでの間仕切りにて避難者スペースについても十分な間隔を設け、床からの飛沫防止対策といたしまして段ボールベッドを使用いたします。

また、災害対策コーディネーター連絡会、赤十字ボランティア、日赤奉仕団など多くの経験と知識を有する各組織団体と、段ボールを使用したパーティションの作製や炊き出しなどについて、現在協議を行っているところでありますが、過密状態を避ける必要があることから、より多くの避難所の開設が求められ、運営に当たるスタッフの不足が考えられます。そのためにも、各組織団体との協力体制について協議を行いながら対応をいたして参ります。

しかしながら、町民全体の安全を守るためには、町民一人一人の日頃からの命を守るための意識と行動が不可欠であります。そのため、昨年度制定いたしました町防災基本条例において、自分の身の安全は自分で守る自助、地域においてお互いを災害から守る共助、町が災害から守る公助、それぞれの責務や役割を定めておりますので、これに基づき、例えば、台風などの水害時の避難先として、自宅の2階などの安全な場所、自宅にリスクのある場合はホテルなどの宿泊施設や親戚、知人の家など、3番目として、安全な場所での一時的な車中泊など、あらかじめ自分にとって安全な場所をふだんから考えておくことなどの意識が必要であると考えております。

町防災基本条例では、毎月25日を防災の日と定めておりますので、毎月防災行政無線での周知のほか、広報紙などを活用し、町全体での災害時の自助・共助・公助のさらなる意識の高揚に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の国の持続化給付金の対象から外れ、ダメージを受けている町内事業者も多い。売上げが前年比で30から40%台で推移している事業者への町独自の支援が必要と考えるが、対応はどうかについてお答えをいたします。

5月11日の議員全員協議会及び5月14日の臨時議会の際にも質問をいただきましたが、休業及び自粛等に間接的に関わる事業者の支援策を、町では国の臨時交付金の2次補正を踏まえ、陸沢町感染症拡大防止支援給付金の対象外の事業者に対して、売上げの減少率など一定程度の条件を設け、給付出来る支援策を検討しております。現在、要綱整備や対象者などの調整を行っており、近いうちに議員の皆様にお示ししたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3点目の経済活動を全面的に再開するに当たり、回復を待つだけでなく、新しい需

要をつくり出すことが求められている。今こそ町産業振興推進会議を機能させ、事業者の協働の力で地域経済を活性化させてはどうかについてお答えをいたします。

今年の3月議会においてご承認いただきましたが、産業振興基本条例に基づく産業振興推進会議でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、辞令のみの交付となっており、会議がまだ開けていない状況でございます。5月25日の国の緊急事態宣言解除に伴い、国で示された新しい生活様式に沿った形での会議を開催出来るまで至りました。

本条例の第3条に、産業の振興は事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基本として、事業者、産業経済団体及び町が連携し、町民の理解と協力の下、経済的または社会的環境の変化に対応しながら、地域経済の循環及び雇用の拡大を図ることを基本理念とするとあります。早々に委員を招集させていただき、協働による力で知恵を絞り出し、具体的な提言を出来るよう協議をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 4番、丸山克雄議員。

○4番（丸山克雄君） コロナ感染症を受けた新しい避難の在り方、いろいろ分散避難とかあるようですが、そうしますと避難所の一人一人のスペースを空けるということもありますし、新しい備品、必要な備品というのもあると思います。例えば今、改善センター、中央公民館、k i tみずさわとありますが、その受入れ人数というのもやっぱり変更があるんでしょうか。

それから、具体的な配置、レイアウトですね、各避難所の。そういったレイアウトなどをつくっているのでしょうか。あるいは、必要とされるマスクとか消毒液とかパーティションの数、段ボールの数、そういった数というのは各施設どの位数を想定しているのか、準備をどういうふうにするのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、様々な方のマンパワーを欲しいということでもありますけれども、現在防災士という資格を持った方も結構いらっしゃるんですね。この防災士の方の活用ということも必要じゃないかなと思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

それから、産業振興推進会議でありますけれども、これ12名の委員さんが集まっているいろいろやるんでしょうが、やっぱり会議のための会議じゃなくて、成果を出すためにどのように具体的に進めていくのか、12名だけじゃちょっと物事も具体化はしづらいと思います。したがって、何かこのテーマが出来た場合、それをどのように進めていくかという、ちょっとその進め方をお聞きしたいと思います。

それと、現在ふるさと納税に電子感謝券というメニューが入っているんですね。これは非常に優れたものでありまして、納税者がスマホで睦沢町に1万円とか2万円とか寄附しますと、その段階ですぐそのスマホにポイントが入るんですね。そうしますと、そのポイントの入った方は、それを使うために、精算するためにはこの睦沢町に来なければ使えないんですね。ですから、ふるさと納税をやった方は必ず睦沢町に来るんです。

睦沢町の事業者、この電子感謝券に加盟する施設とか事業者がカウンターなりにQRコードを設置して、そこで精算するわけなんですけど、したがって、まず人が必ず町に来てお金を落とす。精算するポイント以上の多分買物なりされると思いますので、これは町にとっても、納税者にとっても、加盟する事業者にとっても、本当にいいことだと思いますので、ぜひともこの電子感謝券というのも産業振興推進会議で取り扱ってもらえればありがたいなと思います。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、1点目の関係でございますけれども、避難所の運営手引きというものが、千葉県から新型コロナウイルス感染症対応の避難所手引きということで千葉県が作成して、ひな形として配付をされております。ということで、こういうものを、今、町版に変えて作成中でございます。

ということで、具体的な備品だとか、人数の変更、ここら辺については担当課長からご説明させていただきたいと思います。

それから、2点目のふるさと納税電子感謝券でございますけれども、電子感謝券の利用促進には、総務省のガイドラインに抵触しない加盟店の開拓が重要となりますけれども、その仕組みづくりを進め、町を訪れ、今議員がおっしゃっていたように関係人口の増加、地域経済の活性化につながるよう準備を進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、会議の内容、進め方については、担当課長のほうから具体的にお話をさせていただきます。

○議長（今関澄男君） 中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） 命によりお答えをさせていただきます。

初めに、避難所の人数の変更がありますかということでございますけれども、先日も関係者団体との会議を行ったところでございますけれども、人数の制限とかその辺が必要となってきますので、実際には3分の1あるいは4分の1、5分の1位の収容人数になってしまう

と思います。まずその辺については、これから調査をいたしますけれども、極端に少なくなることが想定されます。2メートル以上離すと、少なくとも1メートル以上の間隔を空けなさいということですので、極端に減って来ると思います。

避難所のレイアウトにつきましては、ただいま町長が申し上げたとおり、県のほうで市町村でマニュアルを作成する場合の案ということで、ひな形として県のほうで示してございますので、それに基づいてただいま作成中でございます。

段ボール等の数でございますけれども、段ボールベッドが今現在160、そして、パーティション用の段ボールが380枚。ただこれは大きさがちょっと小さいと思いますので、こちらは地方創生交付金などで、今後また備品の整備をしていきたいと思っております。

そして、お話しありました防災士の活用ということで、この辺はまた検討して参りたいと思っております。

以上です。

○議長（今関澄男君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎則彰君） 命によりお答えをさせていただきます。

産業振興会議の進め方でございますが、まだ会議を開いていないので、その会議の中で決めていただきたいと思っておりますが、私ども執行部としては、委員会の会議を進める中に当たって委員の方々にひとつ代表になっていただいて、部会のような組織を設置させていただいて、その部会の中で様々な方々をメンバーとして、またオブザーバーとして呼ぶような形で、幅広く意見を吸い上げた形で会議を進めていきたいと思っております。

そういったことから、まだ具体的に決まっておりますませんが、今後進めていく上ではそういう形を取りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） ふるさと納税の関係の電子感謝券の関係ですけれども、こちらにつきましては、総務省のガイドラインがございまして、こちらに抵触しないような、ふるさと納税の関係ですので、ふるさと納税の総務省のガイドラインに抵触しない加盟店への開拓、こちらが重要となってきますけれども、その仕組みづくりについて現在検討しておりますので、町を訪れ、関係人口の増加、地域経済の活性化につながるよう、前向きに整備、準備を進めて参りたいと思っております。

以上です。

○議長（今関澄男君） 4番、丸山克雄議員。

○4番（丸山克雄君） やはり避難所の適正人数が極端に減ることになりますと、自分はどこに行けばいいかということ、やっぱり日頃から場所の確保を一般の方はしなければいけないと思うんですね。

ですから、この辺の周知を様々な事例を通して、例えば車中泊といってもいろんな注意事項もあるでしょうし、それから親戚のいない方もいらっしゃいますし、あるいは介護を必要としている方でショートステイしたいけれども入れてもらえないとか、本来であれば台風が来るからそれということで行きたいんでしょうけれども、その辺の福祉施設の受入れ体制とか、その辺のところもきちっと、要するに分散避難での注意事項といいますか、その辺がみんな共有出来るような、広報活動なり周知を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今議員からおっしゃられましたように、実際に長柄町では、前回の水害のときに垂直避難ということで、これは大分、何ていいますかテレビだとか新聞で避難をされたようでございますが、結果的に二次災害といいますか、そういうものが垂直避難で、これが防止出来たんじゃないかということで、見直されているところでございます。

そのようなことも含めて、また福祉施設も自分ところの福祉施設で陸沢町の場合なんかは、違う自分ところの施設にいったん避難するというようなことも実際に行って参りました。

そのようなことで、これからは単なる避難といってもやっぱり幅広い形での、自助・共助・公助が必要になって来るというふうに考えております。そのようなことで、過去の事例等を見ながら幅広く対応出来るように、柔軟に対応出来るように、またそこら辺を、住民に広報出来るような形を持っていきたいということで、いざというときに備えをして参りたいというふうに考えておりますので、またよろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） これで、4番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（今関澄男君） 次に、1番、島貫孝議員、どうぞ。

島貫議員。

○1番（島貫 孝君） 通告に従って質問させていただきます。

まず、こども園、小・中学校について。

3月からの休校期間ではオンラインによる授業は行われなかった。今後も新型コロナウイルス、インフルエンザ、その他感染症による休校、学級閉鎖等の可能性もあると考えるが、睦沢町として今後の対応は。

二つ目、現在こども園では、使用済みのおむつを保護者が持ち帰るが、感染症対策を考えたときに園で処分したほうが安全ではないか。

予防接種について。

2020年10月からロタウイルスの予防接種が定期接種になる。8月以降に生まれた子供が対象なので、それ以前に生まれた子供は同じ年に生まれても任意で自費での接種となるが、同じ年に生まれた子供で不公平だと思うが、睦沢町として予防接種費用補助の予定はないか。

三つ目、新型コロナウイルス関連について。

睦沢町では、飲食等の一部事業者に30万円、子供に対して3万円の給付があったが、勝浦市などで市民1人当たりマスク1箱や3,000円の商品券の配布が決まったようだ。睦沢町でも同じようなことは出来ないか。

以上です。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 島貫孝議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、2番目の予防接種についてと、3番目の新型コロナウイルス関連についてお答えをし、1のこども園、小・中学校については、教育長から答弁をさせていただきます。

初めに、2番目の予防接種についてでございますが、予防接種法に基づく定期接種は市町村長が行うこととされており、予防接種を受けるように努めなければならないこととされております。ロタウイルスの予防接種でございますけれども、予防接種法施行例の一部を改正する政令が令和2年1月に公布をされ、ロタウイルス感染症が同年10月1日から定期予防接種の対象疾病に追加となったところでございます。

ロタウイルスワクチンは、有効性・安全性の観点から、接種出来る期間が生後6週から32週までの間に限定されておりました。医療機関での経口による生ワクチンの接種となり、1か月の期間を空けて、接種量に応じまして2回または3回の接種が必要となります。このことから、法律の経過措置によりまして、令和2年8月1日以後に生まれた者が対象となりました。

本町におきましては、国の法律改正に合わせまして、10月以降の実施に向けて補助金交付要綱を検討いたしまして、茂原市長生郡医師会や受託医療機関などとの協議を重ね、準備を進めているところでございます。

町独自の予防接種費用補助でございますけれども、ロタウイルスワクチンにつきましては、初回の接種を生後14週6日までに行うことが望ましいとされ、効果がある適切な月齢が限られており、周知や対象者への通知も含め考えますと、遡及して補助をすることが難しいと捉えております。

今後、母子保健事業を充実して参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。予防接種に限らず各種制度の改正や切替え時には、はざまが出来て補助金の対象外となる場合があります、どうしても生まれた時期によりまして不公平感が出てしまうことがございます。

不公平感という点につきましては、4月生まれですと国が給付する子育て世帯への臨時特別給付費の1万円と、町独自で上乗せ給付する3万円を受給することが出来ないことで不公平感がありますので、町独自の3万円の子育て世帯への応援特別給付金の基準日を令和2年5月31日までとして、コロナで自粛を要請された4月、5月生まれの子供を対象に加える要綱の改正を検討しております。この給付金を、子育てのために必要となるおむつ代や予防接種の費用の一部としていただければと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3番目の新型コロナウイルス関連についてお答えをいたします。

マスクの配布でございますが、これまで町で保管していたものや購入したもの及び寄附をいただいたものについては、町内の医療機関を始め介護施設、福祉施設に配付するとともに、個人に対しては妊婦の方々や、園、小・中の子供たちに配付をしております。このほか、国から配付された布マスクを、介護予防・生活支援サービスの利用者及び高齢者を主とした介護予防教室の参加者などに配付をしております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、マスク不足が生じていたことから、手作りの布マスクの普及が広がっており、国からも各世帯に配布をされたところでございますが、町内のボランティア団体からも窓口で布マスクの提供をいただいております。今後の市場においては徐々に入手しやすい状況になりつつあり、マスクの需要の在り方も変化しているものと思われまます。

また、商品券についてでございますけれども、使用店舗の選定及び契約、商品券の印刷等

使用出来る状況から精算するまでを考えた場合、かなりの期間を要することが想定されることから、町では迅速かつ確実な方法として、事業者を対象とした支援金及び子育て世代を対象といたしました支援金など、影響のあるところへの直接的な支援事業を実施しております。

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による経済的な支援につきましては、このほか、町独自の子育て世帯への応援特別給付金などを実施しておりますけれども、国の地方創生臨時交付金などを活用しながら、様々な角度から感染症対策及び各種支援策を検討しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 島貫孝議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1のこども園、小・中学校についてお答えをいたします。

1点目の、3月からの休校期間ではオンラインによる授業は行われなかった。今後も、新型コロナウイルス、インフルエンザ、その他の感染症により、休校、学級閉鎖等の可能性はあると考えるが、陸沢町としての今後の対応はどのことをございますか、学習指導要領の改訂により、小学校は本年度から、中学校は来年度から、情報教育、ICTを活用した学習が学年ごとに順次開始をいたします。

文部科学省は、GIGAスクール構想として、令和5年、2023年度末までに、小学校、中学校全ての児童・生徒が、1人1台のパソコンやタブレット端末が使えるようにする計画を示しており、本町もこのGIGAスクール構想に沿う形で整備を進める考えでございました。今年度は、小学校の5年生、6年生と、中学校の1年生が対象でありますので、当初予算で、小学校へWi-Fiのアクセスポイント15基を設置する予算を計上し、端末の購入や附帯設備の整備も併せ、国の補助事業を活用することで検討しておりました。

しかし、このGIGAスクール構想も、このたびの新型コロナウイルス感染拡大による学校休業への対応として、また、自然災害等での緊急の臨時休業でも、ICTの活用により家庭でも学習を継続出来る環境の整備をするとして、令和5年、2023年度末までの整備計画を前倒しして、本年度中で全ての学年を対象に端末を整備する方針が改めて示されました。

したがって、本町でも国の方針に沿う形で整備を進めたいと考えております。この整備には、文部科学省の補助金のほか、地方創生臨時交付金も活用出来る情報もありますが、今後の情報を確認し、財政部局とも協議しながら、今年度中に、小学校、中学校全ての児童・生徒へ、端末の整備と推進環境の整備を進めたいと考えております。

また、家庭の端末等を活用するのは、あくまでも緊急的な対応としてあるわけでございま

すけれども、今後の臨時休業等でオンライン学習が可能かどうかを把握するため、まず、小・中学校の全家庭を対象に、パソコン等使用時のW i - F i 環境の利用など、アンケート調査を行いました。

小学校では7.6%、中学校では7.0%の家庭でW i - F i を利用していないことが分かりました。児童・生徒に家庭学習を課す際とか学習状況の把握には、I C T を最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、家庭にW i - F i 環境がある場合はその環境をお借りすることを考えておりますけれども、環境がない家庭には、学校の教室などを利用してもらい、学習に差が出ないように対応していきたいと考えております。

なお、オンライン学習を実施するにしても、パソコンやオンライン機能が活用出来ないなど、いわゆるI C T 活用指導力の向上が教職員に求められますので、環境整備を進めつつ、教職員を対象とした研修会も実施して参りたいと考えております。よろしくご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目の、現在こども園では使用済みのおむつを保護者が持ち帰るが、感染症対策を考えたら園で処分したほうが安全ではないかということでございます。

まずこども園では、学校の休業要請や緊急事態宣言による休業期間中も、厚生労働省等からの要請により、預かりの規模は縮小しましたがけれども保育活動は継続をいたしました。保育活動をする上で三つの密のうち、密集と密接を排除することが出来ないことから、衛生管理の方法や登園時の対応、保育活動の取組を変えることなど、様々な場面で通常とは違う対応により感染対策を実施いたしました。

この期間、保護者の皆様への通知には、何かの通知の折に、お子様の毎日の健康観察に十分ご留意いただくとともに、ご自身及びご家族の健康管理にも配慮していただきたい、この旨を記載し、園児はもとより家族へも健康管理をお願いしておりました。このことから、登園する子もその家族も健康な状態にあると判断をし、お預かりをしております。

使用済みおむつの管理については、ふだんから他の園児や保育教諭も安全な環境で活動しなくてはならないことから、まず、おむつを小袋に入れ密閉し、さらにビニール袋に入れておりますので、そこから菌が漏れることはないと考えております。使用済みおむつには、家庭にもこども園でも、排せつによる体調の様子や体の成長を感じるための大切な情報が含まれております。園児の体調管理やトイレトレーニングの進行状況等を家庭と共有し、今後も子育てのパートナーとして、お預かりする子供の成長を支えていきたいと考えておりますので、使用済みおむつはこれまでどおり持ち帰りとさせていただきます。

引き続き、安全で安心していただける保育活動を行って参りますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） 1番、島貫孝議員。

○1番（島貫 孝君） オンライン授業について、Wi-Fiの環境がない家庭が大体7%、7.6%ということで、その子たちは、仮にまた休校になった場合は学校に来てもらうという形で間違いないですか。ルーターの貸出しとかそういうのは出来ないのか。

あと、おむつについて、公衆衛生の観点からも危険だと思うんですが、健康管理として持って帰ったほうがいいのは分かるんですが、公衆衛生の観点からやはり廃棄したほうが安全ではないのかなと思います。また、そうしたほうが保育者の負担も減るのではないかと思います。

もう1点、感染防止のガイドラインによると、小学校、中学校、トイレ掃除を教職員が行うということですが、コロナ対策の対応で職員の負担が増えていると思います。本業以外の負担を減らすために、町で予算をつけて清掃業者を入れることは出来ませんかでしょうか。

もう1点、感染症対策を同じく、今こども園、中学生、制服で、園服で登園していますが、毎日洗濯可能な体操服やジャージで登校するのは、何か問題があるのでしょうか。

予防接種について、償還払いでもいいと思いますし、町独自の増額分の3万円の区切りが後ろに延びたのはいいことだと思います。ただ、6月、7月に生まれた子たちは最大で多分10万円、20万円弱位の差がまだ出てしまうと思うんですが、二次の交付金などで子供への支援もまたあるのでしょうか。

お願いいたします。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、私のほうから、まず二次での対応がどうかということでございます。

これにつきましては、国で二次補正あるいは関係の法律等が可決されましたので、それを受けていろいろ細かい内容が町のほうに下りて来ると思います。その内容を確認しながら、なるべく町民に不便が生じないような対策を講じて参りたいというふうに思っておりますので、また、先程も申し上げましたように、全員協議会あるいは臨時議会等を開きながら、機敏に対応して参りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ほかのことについては教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 4点お答えいたします。

まず、Wi-Fiのことでございますけれども、今年度、今の現状においては、全てがそろっておりませんので、この形を取りたいと思っております。お借りすることと、それから、そのほかの子について学校に来ていただくということ。ただ、感染症があった場合については、まだそこまでのものはちょっとありませんけれども、何とかこの密を避けながらとしながら、何とかその辺でやっていきたいと考えております。ですから、先程申し上げましたとおり、環境のないご家庭については、学校の教室を利用してもらいたいということで考えていきたいと思っております。

あと、公衆衛生上の管理から、おむつ廃棄のほうがいいんじゃないかというお話でございます。子どもずっと以前からもこの話来ておりまして、検討して参りましたけれども、現在のところ、先程申し上げましたとおり、子供の健康状態、そういうところから排せつによる体調の様子とか、体の成長を感じるための大切な情報として捉えておりますので、ぜひご理解いただければありがたいというふうに思っております。

あと、小・中のトイレの掃除でございますけれども、現在のところはこのままで、予算等伴いますので、現在のところはこのままの状態職員にお願いをするという形を取ります。

あと制服での登校はどうなのかという、暑さ対策を考えていらっしゃるのでしょうか。経費の問題でしょうかね。これはいろんな捉え方があると思います。私の考え方の一つとすれば、これは一つは安全面の配慮でございます。今いろいろな子供たちが、実際私も経験して、立ち会ったことありましたけれども、子供たちが、例えば校内でのテレビ局とか何か入った場合、そのときに子供たちの制服じゃなくてジャージ、ユニホーム姿で撮影を追いかけていくんですね。だから目印はユニホームだったんです。それがその学校は先生方が前に出て、全員制服に着替えさせて帰ったところ分からなかったという、そういう事実がございました。

だから、制服を追いかけて、言葉は難しい言い方ですけども、マスコミに対しても、それからいろいろな悪い考えを持つ人間たちは、そういうところで言った経験がありましたので、私はジャージの登下校について、もちろん悪いとは言いませんけれども、そういう面から考えたら、制服がよかったということがありますので、全員がジャージでいいかと考えておりません。

それから、今回の中学校の、文書を流しましたけれども、あれは中学1年生が、新学期、着たこともないので、夏服ということは特別の例かと思えます。それは学校の判断でございますので、校長が経営上の判断であれば、登下校に着ていいという話もあるかと思えます。

れども、私個人とすれば、そういう安全面から全員そうしろという考えは、私自身は持っておりません。またこれについては必要であれば協議をしながら考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 1番、島貫孝議員。

○1番（島貫 孝君） 制服の件について、ごめんなさい、説明が分かりづかったんですが、私が聞いたかったのは、仮にウイルスがついたとき、普通に洗剤で洗濯すれば、確かウイルス死ぬはずなんですけれども、それが出来るだけでもいいのではないかと思ひます。感染症予防に関しては最大限の配慮が必要だということは間違いないと思ひますが、どうでしょう。

○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 捉え方ですよね、だと思ひます。それについては検討いたしますけれども、私は、子供を守るという視点、ウイルスも守るんですけれども、その辺またいろいろあると思ひますので考えてみたいと思ひます。私の観点とはちょっと違つた観点から申し上げたと思ひますけれども、その辺では、洗濯しやすいということですよ、すぐ洗いやすいということですね。制服は非常に時間がかかりますからね、お金もかかりますし。分かりました。それについては十分検討したいと思ひます。

○議長（今関澄男君） これで、1番、島貫孝議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで休憩に入ります。11時5分より再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

（午前10時52分）

○議長（今関澄男君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前11時05分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第6、議案第1号 睦沢町行政改革推進委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町行政改革推進委員会設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行財政運営を推進するため、有識者などから意見をいただきながら行政改革を実施するもので、平成26年度までは、睦沢町行政改革推進委員会設置要綱にて、委員会を設置して、行政改革を計画的かつ効果的に進めるための具体的な項目と目標を掲げ、町民に分かりやすい形で集中改革プランの策定を行い、行政改革を推進してきたところ、当時、新たな計画の策定も予定されていなかったことから、いったん休止をすることといたしました。

しかしながら、現在では地方公務員法、地方自治法の改正などから、非常勤特別職の条件の明確化や会計年度任用職員制度の創設など、臨時・非常勤職員の仕組みは大きく変わりました。社会情勢などの変化や町民のニーズの多様化など、行政を取り巻く環境に適切に対応して、行政改革のさらなる推進に取り組み、改めて合理的な行政運営を推進するため、諮問機関として、条例により行政改革推進委員会を設置するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） 中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） それでは、命により条例の内容についてご説明させていただきます。

議案の審議資料も併せてご覧いただきたいと思います。

本条例につきましては、廃止前の行政改革推進委員会を踏襲するものでございますけれども、町長から申し上げましたとおり、会計年度任用職員制度の創設に伴う定員管理の適正化のほか、脱判子などによる行政の電子化について、政府はこの新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、特にデジタル化が出遅れている公的分野を中心に、行政やビジネスのデジタル化を1、2年で集中的に進めるとしております。このような社会経済情勢の変化に対応した行財政運営を推進するため、有識者等からの意見をいただきながら、今後の行政改革を実施しようとするものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。

第1条では、社会経済情勢の変化に対応した効率的、効果的な行政の実現に資するため、町行政改革推進委員会を設置するとしております。

第2条では、所掌事務の規定で、町長の諮問に応じ、行政改革の重要事項を調査審議し、町長に意見を述べるとしております。

この重要事項につきましては、議案審議資料の3ページに、睦沢町行政改革推進委員会設置条例施行規則の案を示してございます。こちらをご覧いただきたいと思いますが、こちらの規則案で、第2条で、調査審議する重要事項についてはおおむね次に掲げる事項としております。

(1)といたしまして、時代に即応した組織及び機構の見直し、(2)で定員管理及び給与の適正化の推進、(3)で効果的な行政運営及び職員の能力開発等の推進、(4)で事務事業の見直し、(5)でその他行政改革の推進に必要な事項、以上の5項目を規定しております。

条例の第3条では、組織を規定し、委員10人以内としております。先程の規則の第3条で、学識経験を有する者、地域の代表者、関係団体の代表者、その他町長が必要と認める者。このうちから10人以内を委嘱するとしております。

条例の第4条では、委員の任期を規定し、任期は3年とし、再任を妨げないとしております。また、委員が欠けた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間としております。

第5条では、委員長、副委員長について、第6条は、会議を規定してしております。

第7条では、必要と認めるときは関係者の出席を求めることが出来ることと規定をしております。

第8条及び第9条で、委員会の庶務及び規則への委任を規定してしております。

以上、条文の概要についてご説明いたしました。また、委員につきましては、非常勤特別職といたしますので、附則で、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行います。資料といたしましては、議案の審議資料の1ページに新旧対照表をつけてありますので、こちらをご参照いただきたいと思います。

報酬額につきましては、1日につき、委員長が6,600円、委員が5,500円としております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 26年に休止していたものを、また新たに出して来るということで、理由をいろいろ説明なされておりましたけれども、この第2条の、審議資料のほうですね。時代に即応した組織及び機構の見直しとありますが、組織及び機構の見直しはこれまでも、町長、いろいろとやってきたことでありまして、そういったものを新たに見ていただく必要があるのかと、必要性が一体どれほどあるのかということをお聞きしたいのと、あとまたちょっと課長の説明でよく分からなかったのですけれども、デジタル化を早急に進めないという話ではありますが、デジタル化に有識者の意見が必要なのかと、そういったことですね。理由としてはちょっと、納得しかねる面がありますので、それをお聞きしたいと思います。

また、この委員会ですけれども、開催の頻度はどれ位を予定しているのでしょうか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊議員のご質問にお答えしたいと思います。

それこそ、この行政改革の当時、廃止に至った経緯から、何でここでやらずにちゃいけな
いんだと、先程いろいろ理由を述べさせていただきましたが、これにつきましては、町民の
中からもこういう組織がなくていいのかと、ほかの町村でほとんどあるよと、そういうこと
でそれに代わるということで、こちらについては当時廃止をした、あるいはまた行政改革推
進委員会の委員の中から当面休止していいんじゃないかということで、要綱を廃止したとい
うことですが、今回は条例という形でさせていただくということで、これについて
は、より具体的に町民に中身が分かるように、当然議会の皆さんには全員協議会とか、そう
いう形でお示しをしながらご意見をいただくという形になりますが、この改革推進委員会の
設置によって、こちら辺の内容も町民にお示しをしながら、より町民にもどういう形でこう
いうことになるんだということを、また、有識者の皆さんからご意見をいただくというよう
なことで、その結果こうなったということで、また、議会の皆さんとの意見は当然出て参り
ますけれども、それ以外にも多方面から意見をもらうということで、こういうことが必要に
なってきたのかなと。

これも、議員おっしゃるとおり、従来は町の方針で、議会の皆さんと協議をしながら進め
てきたという経緯はございます。しかしながら、突然町はこうやって変えるのかというご意
見も過去にあったように記憶をしております。そのようなことから、こういう委員会設置し
ながら進めていったらどうかと。また、これも町側の考えだけではなくて、町民側からも

提案をされているという事実もございましたので、こういう形を取らせてもらったらどうか
なという提案でございます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） ご質問の会議の開催頻度ということでございますけれども、必要
に応じ町長が諮問するものでございますけれども、ここ数年は、この社会情勢、変化が激し
いと思われますので、最低でも1回、必要に応じて2回、開催は出来ればと考えております。

そして、デジタル化ということなんですけれども、今、民間のほうではテレワークだとか、
そのままコロナの関係で分散勤務、新しい生活様式を取りながら事業を行うということで続
けておりますけれども、その辺で契約の関係で電子印鑑になったりとか、契約の問題なども
出て来ると思われます。そのような関係から、必要に応じてこの行革で協議をお願いしたい
ということでございます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 町民の意見があったということで、それはそれでよろしいんですけれ
ども、条例では簡素で効率的、効果的な行政の実現に資するためとありますけれども、組織
が一つつくられると手間が増えるということで、それだけ簡素という面では疑問に思うので
ございますけれども、委員会の編成なんですけれども、こういったものは選定は慎重にすべ
きとは思いますが、第3条に、次に掲げるもののうちからとありますけれども、次の
第2号を見ますと、はっきりと農業協同組合とか区長会とか商工会とか婦人団体というふう
になっているんですけれども、こちらは、学識経験、地域の代表者、関係団体等の代表者、
その他町長が認める者とありますけれども、この違いはどういったところにあるのか、ち
よっとお聞かせください。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 行革のほうにつきましては、例えば、弁護士さんだとか、行政書士だ
とか、そういう方たちにも入っていただいたらどうかという考えがございます。そのよう
なことで、各界を代表するという形ではなくて、このような表現の仕方をさせていただいた
ということで、ご理解いただければというふうに思っております。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他に。

4番、丸山議員。

○4番（丸山克雄君） 1年以内位に何かまとめて提言をという予定だそうですが、そうしますとテーマというか、決めることというのは割と絞られて来ると思うんですね。現在こういったコロナ禍でテレワークとか、それからリモート会議やっておりますけれども、この行政の場合でのリモート会議も内容によっては出来ると思うんですね。

ただそれをやるためのシステムなり経費というのは多分かかると思いますし、以前から問題になっています経費のクラウド化、そういったものもありますが、取りあえず今回どのような点に絞って進めようという、あくまでも行政改革ですから、コストだとかスリム化ですよ。どのようなことを絞ってやる予定でおりますか。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ、今町ではやはりいろいろなことを考えております。先程議員からありましたようなクラウド化、これについても考えておりますし、またこれも今事務を進めているところでございます。

そういうものも含めて、この委員会にお示しをしながら、ご意見をいただきながら、形を整えて参りたい。またその結果を議会全員協議会なりにお諮りしながら、最終的には、当然予算が必要な部分も出て参りますので、議員の皆さんに最終的な決断を、判断をお願いしたいということで考えているところでございます。

そういったようなことで、総務課長が先程申し上げましたように、大分生活様式が変わると、ですからこれに行政も合わせなくてはいけないということが当然にあります。また、国も、電子行政を強力に進めるという言い方もしておりますので、これに町も乗り遅れないような形を取っていきたいというようなことから、各界のいろんな方、専門家にご意見をいただきながら、いい方向に持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今関澄男君） 4番、丸山議員。

○4番（丸山克雄君） 本町の場合、特に教育関係がデジタル化というのを、ICT化をどんどん進めておりますので、非常にそちらの部門はいいと思うんですね。したがって、それ以外のいわゆる部署のほうで同じようにデジタル化、あるいはICT化を進めていくと、スリム化を進めていくと、そういった解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） そのように進めたいと思っております。

以上です。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他に。

5番、久我議員。

○5番（久我真澄君） 5番、久我です。

まず行政改革推進委員会、これは役場のことに、ほかの方々にどういう行革をしたらいいかというのを求めるための委員会と解釈しましたがけれども、これは役場でどういうことを職員の皆さんやっているかというのは、職員の皆さんが一番よく知っているかと思うんですが、今まで役場内部でこれはこうしようああしようという話が出ないんでしょうか。その辺、今まで出てこないんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 提案理由で申し上げましたように、諮問機関として条例をつくると。

ということは当然こちらが案をもって、それを示して委員に広い意見を求めるということでございますので、職員は当然に今やっていることをどういうふうに変えようかということを考えて提案をします。それについて意見をもらうという形ですんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町行政改革推進委員会設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第7、議案第2号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦勞さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年度に行政改革の一環により条例の廃止を行ったものですが、特別職などの報酬の額、給料の額の支給水準を、必要に応じ適正な額かどうか定期的に審議を行うための諮問機関として、また、物価の推移や社会経済情勢などの変化に的確に対応する必要があることから、学識経験を有する者などから意見をいただきたく、改めて、特別職報酬等審議会設置条例を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） 中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） それでは、命により条例の内容についてご説明させていただきます。

本条例につきましても、議案第1号と同様に、平成26年度をもちまして廃止したものでございますけれども、特別職等の報酬の額、給料の額について、適正な額かどうかを定期的に審議を行うためなどにより、改めて審議会を設置するものでございます。

条例の内容についてご説明させていただきます。

第1条では、審議会の設置根拠を規定しております。

第2条では、所掌事務の規定で、議員報酬及び町長、副町長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとしております。

第3条では、組織を規定し、委員5人で組織するとしております。

その委員につきましては、議案の審議資料の5ページに、睦沢町特別職報酬等審議会設置条例施行規則（案）をご覧いただきたいと思いますが、こちらの規則（案）の第2条で、（1）農業協同組合を代表する者、（2）で区長会を代表する者、（3）で商工会を代表する者、（4）で婦人団体を代表する者、（5）で学識経験を有する者、このうちから5人を委嘱するとしております。

条例の第4条では、委員の任期を規定し、任期は2年とし、再任を妨げないとしております。また、委員が欠けた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間としております。

第5条では、会長及び職務代理者について、第6条は、会議を規定しております。

第7条及び第8条で、審議会の庶務及び規則への委任を規定しております。

以上、条文の概要についてご説明させていただきましたけれども、廃止前の特別職報酬審議会設置条例及び過去に当時の自治省から準則が出ておりますので、こちらに準じております。また、委員につきましては、非常勤特別職といたしますので、附則で特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。資料といたしましては、議案審議資料の1ページに新旧対照表をつけてございますので、ご参照をお願いしたいと思います。

報酬の額は1日につき、会長が6,600円、委員が5,500円としております。

以上、よろしくご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

6番、伊原議員。

○6番（伊原邦雄君） 資料の中の第2条で、その構成する人がどういう人たちかというところで、まず1番で、農業協同組合を代表する者、この特別職の報酬等の審議会で農業協同組合を代表する者というのは具体的にどういう人を、組合長さんでしょうか。その辺ちょっと何かそぐわないような気がします。あと4番で婦人団体を代表する者、婦人団体というのはどういう団体がありますか。あと、学識経験を有する者、これはどういう人を想定してありますか。学歴があればいいということに捉えてもよろしいでしょうか。

一応、だから1番と4番、5番。その他とありますが、これはどういうことを想定しておられますか。ご説明を求めます。

○議長（今関澄男君） 中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） 組織の中の関係でございますけれども、前に、過去、昭和38年なんですけれども、当時の自治省、こちらから準則が出ておりまして、特別職報酬審議会について県に出した、発した文書なんですけれども、こちらで、委員については公共的団体の代表者を入れるということになっております。過去に睦沢町も報酬審議会設定しておりましたけれども、当時も農協の長生農業組合を代表する者が委員として入っておりました。

そして、4番の婦人団体ですけれども、こちらは今のところ更生保護女性会とか、女性を委員に入れるということで、そちらを想定しております。

そして、学識経験を有する者ですけれども、専門の大学の教授とか、その辺を想定しております。

以上です。

○議長（今関澄男君） その他。

中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） その他なんですけれども、この規則に定めるもののほか、運営に関し必要なものは別に定めるということで、今のところありませんけれども、何か運営上ありましたら、そのときに定めたいということで、その他規定してございます。

○議長（今関澄男君） 伊原議員。

○6番（伊原邦雄君） 昭和38年というお答えがありましたけれども、要するに一昔前の選定の条件ということで理解してよろしいでしょうか。果たしてそれでいいのかなという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 確かに古いわけでございますが、国もこれをあえて改正する必要はないということで、新たな通知が出されていないということから、総務課長が答弁したとおり、この準則に基づいてやっていこうということでございます。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他にありませんか。

8番、田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 説明では定期的というお言葉があったんですけれども、第2条ですと、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育委員会の教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとするので、こう

いったものを見ますと、あんまり定期的にやるものでもないのかなという気がしてしまうのですが、定期的にやるというのはどういったことなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（今関澄男君） 中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） ここ何年、10年位かもしれませんが、議員の報酬も特別職の給与も変わってございません。それが今の経済情勢に適しているかどうか定期的に審査するということで、定期的にということを申し上げました。

以上です。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） それでありますならば、町側から、議会側から提示されたものをただ審議するというだけではなくて、能動的にこの社会情勢にこの報酬が見合っているかどうかということも審議するという理解でよろしいのでしょうか。

またそれで、定期的なんですけれども、定期的というのはどれ位の頻度なのかお聞かせください。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 一応これは諮問機関ということでございます。私が担っているうちは、特に議員の報酬も入っておりますが、これについては議員の皆様方から意見が出た場合に、それについて諮問するという形にしていきたいなど。

また、定期的にとというのは、先程総務課長が申し上げましたように、もう10年、20年とほとんど報酬が変わっておりません。変わっていないことも諮問しながら、実際に適正なのかどうかということも諮問しながら、回答をいただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 外側から見てどうなのかというのは、審議していただくというのは私は必要なのでどんどんやっていけばいいとは思いますが、ちょっと今のお言葉ですと、定期的というあやふやなお言葉で、どれ位やるとかそういったことは聞かれないので、そこはどうなのかなど。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今想定しているのは、2年とか3年に1回は行っていきたいなというふうに想定しております。

以上です。

○議長（今関澄男君） 他に質疑ありませんか。

久我政史議員。

○7番（久我政史君） この選び方なんですけれども、私が想像するに、そういうふうを選んでいくと、女の人というのが出番はまず一つかなと。今、女性がどうのこうのって話があるから、何か女性をどこかから選ぶ方法はないかなと、そんな感じがするんですけれども、団体というのが、先程更正保護、これだけが女しかいないのかな。あとは大体男が出そうな気がするんですよ。その辺を何とかいい方法がないかなと考えてもらえればありがたい。

あとそれから、今2年に一遍とか、これは任期が2年で一遍やればいいのかないかなという、片方のさっきのやつは3年なんですけれども、その辺の2年に一遍ということは、一遍やればいいのかという、そういう感じなのかな。ちょっとその辺をお願いします。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 婦人団体を代表する者ということで、例えば更生保護女性会というお話をさせていただきました。これ例えでございますので、いずれにしろ婦人団体ということですから、必ず女性が出ると。あとまた学識経験を有する者、先程お話したように大学教授、女性の教授もたくさんおりますので、こういう可能性は十分にあるんじゃないかなと。

いいご意見をいただきましたので、十分考慮したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他にありませんか。

田中憲一議員、9番。

○9番（田中憲一君） ここの特別職報酬等の特別職報酬等に値する、今想定されている特別職は誰のことでしょうか。

○議長（今関澄男君） 中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） 特別職につきましては、まず議会議員と町長、副町長、教育長は当然なんですけれども、その他に必要なに応じて町長が諮問する場合、地方自治法180条の5に定める委員会及び委員の報酬の額の改定の場合ということで、教育委員だとか、選挙管理委員だとか、監査委員だとか、農業委員なども想定しております。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他に質疑。

5番、久我真澄議員。

○5番（久我真澄君） 5番、久我です。

まずこれ、平成26年に廃止したということですが、廃止した理由というのをいま一度聞かせていただきたいということと、廃止する前の審議会開催したときの議事録があれば、どんな審議をしていたのか、その辺も知りたいんですが、よろしいですか。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議事録でございますけれども、これ、廃止年限がございますんで、残っているものがあればお示しをしたいというふうに思います。

それから、前に廃止した経緯ですかね。これについては、今回は2年から3年定期的に行いたいというお話を申し上げましたが、従前は額に変更があるときのみ審議会を開いていたという状況でございました。ということで、行革の委員さんの中から、全く委員会が開かれていない、これは要らないんじゃないかということで廃止という経緯がございました。

そのようなことも踏まえて、今回は定期的に開きながら、額が変更なくてもきちんと社会情勢に合っているかどうかとも検証を願いたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

どうぞ、久我真澄議員。

○5番（久我真澄君） 今の点は承知いたしました。

あともう1点、ここに諮問機関、諮問に応じということでございますけれども、まずは特別職が自分の報酬が高いか低いかに対しての判断というのは、どのようなところから出て来るんでしょうか。諮問機関でなくてやっている当事者が高いか安いかって出すのか、あるいはもっと町民の方々が高いよ安いよといった声が大きくなったときに出すのを判断するものなのか。高いよ低いよは誰がどのようなことで判断するのか。

例えば、その判断の理由としても、諮問機関の方々は一体何をもって判断するのかなということが非常に疑問なわけです。というのは、諮問機関の方々の判断といえ、近隣市町村の報酬がこれ位だとか、全国平均がこれ位だとか、同じような自治体の報酬がこの位だとか、そういうことをもって判断するのか。あるいは睦沢の議員はもっと働かなくちゃいけないから報酬をもっとやれとって判断するのか、じゃ働かないならもっと減らせとって判断するのか。その辺の判断までこの審議会のほうは判断出来るものなんじゃないでしょうか。その辺はどうお考えなんじゃないでしょうか。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） なかなか難しいお話かなというふうに思いますが、まず、一つには公務員給与、これが一つの指標になるのかなと。じゃ何年からどの位の率で動いているということで、10年、20年以上前は公務員給与も結構大幅に上がりました。当時はその率に比例して上げるというのは、大体の各市町村の推移の状況でございました。その後、公務員給与は多少ずつ上がっておりますということもございますけれども、あんまり幅がないということで、そのまま来たのではないかなというふうに思っております。あとは、議員おっしゃられたように、近隣町村あるいは全国的な平均だとか、そういうものが指標になると。

ですから、こちら側とすれば諮問ですから、資料をそろえて、それを委員さんに見ていただいて、ただ額だけ見てもらうんじゃないで、資料をそろえて、こういうことだから、これは今現在この額で適正でしょうかと。あるいは額が変動するときには、こういう理由があって変えたいと思いますけれどもいかがでしょうかということで、資料を提示ながら、その資料については先程申し上げましたように、例えば公務員の給与だとか、近隣町村だとか全国的なものだとか、そういうものを資料としてお出ししながら検討していただくということを考えております。

○議長（今関澄男君） 久我議員。

○5番（久我真澄君） それでは、我々の議員の報酬等にかかって来るような問題でもありませんけれども、議員自らが発議案ということで報酬額を10%減らそうとか、もう10%増やそうとか、そういう発議案が出てきたときに、審議会のほうにそれは委ねるとか、審議会の判断によって判断するというのでしょうか。その辺はどうなるんですかね。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） この条例については、あくまでも町側で議案として出す場合を想定しております。ですから、議員発議の場合は、この中に含めていないという解釈でいきたいと思っております。ですから、議員発議でやるときは、ここに特にかける必要はないのかなと。町長が提案するときに。

しかしながら議員さんがせっかくあるんだから、ここにかけていろいろ審議してもらってよということであれば、それをまた町側にいただいて町側がやるということも考えられますが、そこら辺については、議員発議であればそこまではこの中では想定していないということでご理解いただければと思います。

○議長（今関澄男君） 他に質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(今関澄男君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 陸沢町特別職報酬等審議会設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、少々時間は早いわけですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は午後1時より再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

(午前11時48分)

○議長(今関澄男君) ただいまより休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長(今関澄男君) 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されています。

内容につきまして、8番、田邊明佳委員長から報告願います。

田邊委員長。

○議会運営委員長(田邊明佳君) それではご報告申し上げます。

先程の休憩中に正副議長室において、今関議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日採択されました陳情2件についての意見書提出に関する発議案2件の取扱いについて協議を行いました。その結果、意見書提出に係る発議案2議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

よろしくご協力のほどお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました発議案2件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定しました。

ここで追加議事日程及び発議案を配付させます。

(追加議事日程、発議案配付)

○議長(今関澄男君) よろしいですか。配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) それでは会議を続けます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 日程第8、議案第3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少したこと等により、国民健康保険税の被保険者に係る保険料の減免に対する財政支援の算定基準が示されたことから、保険税の減免対象期間令和2年2月1日から令和3年3月31日に既に徴収した保険税がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対して、遡って減免を行うことが出来るように改正を行うものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） では、命によりまして議案第3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、主な改正内容についてご説明申し上げます。

審議資料も併せてご覧いただきたいと思います。

附則第14項の改正において、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡等、または収入の減少により保険税の納付が困難な方について、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納付期限の保険税について減免措置をすることが出来る改正を行います。

第14項1号は、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡等した場合は保険税を全額免除することが出来る改正です。

第14項第2号（ア）については、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が30%以上減収が見込める場合について、前年の所得により保険税の減免措置をすることが出来る改正です。

第15項では、特別な事情がある場合は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険税を減免出来る改正を行います。

続きまして、審議資料の9ページをお開き願いたいと思います。

睦沢町国民健康保険税減免規則（案）の新旧対照表をご覧ください。

国民健康保険税減免規則（案）の改正では、減免割合につきまして改正を行います。

10ページの下段をお開きください。

下段の表中、左の前年の合計所得金額により右の減免割合が決まります。前年所得が300万円以下の場合は全部、400万円以下では10分の8、550万円以下では10分の6、750万円以下は10分の4、1,000万円以下は10分の2となります。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 全額減免もあるということですのでけれども、見込まれる減免の件数と額

はいかほどでしょうか。

○議長（今関澄男君） 田邊課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 収入の減につきまして、まだちょっとうちのほうでも把握が出来ないような状態でありますので、今後そのような方の申請が何件あるかということについてはちょっとまだ把握し切っておりません。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第9、議案第4号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第4号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年5月31日に公布された、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律により、令和2年5月25日において、個人番号の通知カード再発行廃止により、所要の整理をするものであります。

今回の改正では、社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードから公的個人認証の電子証明が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点から行われたものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第10、議案第5号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第5号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から臨時の措置として、国民健康保険制度における被保険者においても、他の健康保険制度と同様に給与収入がある被用者のうち、当該感染症に感染した者または感染が疑われる者が傷病手当金を受給出来るよう改正を行うものです。

今般、国の新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応策により、保険者が任意給付である傷病手当金を条例の規定により、被用者に支給した場合に特例的に財政支援が行われることになりました。これを受け、本町においても条例改正により、被用者が会社を休みやすい環境整備を行い、感染拡大の抑制を図ろうとするものです。

なお、改正に当たりましては国の特別調整交付金の支給要件に沿った形になっておりますことをご理解いただきたいと思っております。

また詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(今関澄男君) 白井健康保険課長。

○健康保険課長(白井住三子君) それでは、命によりまして、私のほうから国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容をご説明いたします。

まず、傷病手当金は健康保険等の被保険者が業務災害以外の理由により病気やけがの治療のため仕事を休み、十分な給与等を受けられないときに申請により支給を行う制度でございます。

今般の条例の一部改正に至る経緯といたしましては、国民健康保険制度においては様々な就業形態の方が加入していることを踏まえ、傷病手当金は市町村が条例を制定することにより支給が可能となる任意給付でございまして、これまで対応している保険者、自治体でございますが、それはございませんでした。

しかしながら、国は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急的、特例的な措置と

して国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においても財政支援を示した上で、新型コロナウイルス感染症に限って傷病手当金の支給を検討するよう、保険者に要請いたしました。これを受け、本町においても条例の改正により規定しようとするものでございます。

なお、本改正はその趣旨から時限的なものでございますので、条例の附則において改正をしております。また、支給要件等も国の特別調整交付金の支給要件に沿った形になっております。

それでは、傷病手当金の概要でございますけれども、審議資料の15ページをご覧くださいと思います。

初めに対象者でございますが、国民健康保険被保険者で事業主から給与等の支給を受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われるために労務に服することが出来なくなった者でございます。

次に支給対象日数でございますが、労務に服することが出来なくなった日から起算して連続した3日を経過した日から、つまり4日目から労務に服することが出来ない期間のうち、就労を予定していた日までの期間となります。

そして、支給期間でございますけれども、令和2年1月1日から9月30日の間が対象となり、この適用期間の終期は睦沢町国民健康保険条例施行規則により規定を行うものです。なお、入院が継続する場合は最長1年6か月までとなります。

最後に支給金額でございますが、直近の連続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に支給対象日数を掛けた額になり、1日当たりの支給額の上限額は3万887円で、下のほうに計算例がございますけれども、例えば直近3か月の給与収入額の合計が27万円の方が10日間休業の場合は4万6,669円の支給となります。

なお、手続に係る様式等は施行規則において規定し、本条例の施行日は公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田中議員。

○9番（田中憲一君） この対象者のところなんですけれども、「発熱等の症状があり感染が

疑われるために」とありますが、例えば海外から入ってきて2週間の経過観察の場合はどうなるのでしょうか。

○議長（今関澄男君） 白井課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 例えば、帰国者・接触者外来と言われるようなところに行かない場合もあろうかと思えます。そういう懸念されるところで自主的に仕事を休んでいるというような、あるいは2週間休んでいるというような場合もあるかと思えます。そういったときにも、今回は広くコロナの影響による収入の減を捉えておりますので、その辺は申請書の中で記載をし、あと雇用者のほうでもその辺を書いた上で、結果としては保険者の判断になろうかと思えますけれども、広く救うような形になっております。

○議長（今関澄男君） 田中議員。

○9番（田中憲一君） 今のケースの場合は、じゃ対象になるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（今関澄男君） 白井課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 対象になると思われます。（65ページで答弁訂正あり）

○議長（今関澄男君） 他に。

田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 対象者は「感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるために」とありますけれども、これ申請するときには診断書等は要るのでしょうか。

○議長（今関澄男君） よろしいですか、白井課長。

○健康保険課長（白井住三子君） その医療機関にあくまでも行くとも限りませんので、必ずしも診断書が必要という形ではないんですけれども、申請書の中に医療機関に行った場合は記入する欄がございます。そうでない場合には、医療機関に行かないで本人が記載をし、またそれを事業主が証明するような形で記載をするということもございます。ケースバイケースになりますけれども。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） かなり幅広くというような印象を持つんですけれども、コロナについての助成金やこういった手当金など、様々な制度等あるんですけれども、先程町長からおっしゃった補助金、前回の定例会のときですね、事業者に対する。それが30件位を見込んでいたのがまだ16件でしたっけ。そういったこともあるので、こういうのって周知が大事だと思うんですけれども、周知についてはどういったお考えがあるのでしょうか。

○議長（今関澄男君） 白井課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 本議案が承認されましたら、これは各自治体で条例等を制定して任意の給付ということになっておりますので、承認いただけましたら、それこそすぐにでもホームページあるいは広報等で周知して参りたいと思っております。

○議長（今関澄男君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第11、議案第6号 睦沢町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第6号 睦沢町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年5月1日に国の新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応策により、千

葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び同条例施行規則の一部改正が行われ、国民健康保険制度と同様に国の特別調整交付金の支給要件に沿った形で、傷病手当金の支給について規定されました。

これに伴い、町においても条例の一部改正により、町において行う事務に傷病手当金の取扱事務を追加し、感染拡大の抑制を図ろうとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようでございますので、質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 睦沢町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第12、議案第7号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第7号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、千葉県の基準に準じて身体障害者手帳1級、2級の身体障害者、療育手帳AからAの2までの知的障害者を対象に、県の基準に準じて重度心身障害者（児）の健康と福祉の増進のための医療費を助成する事業を実施しております。

このたび令和2年8月から、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱が改正され、身体、知的障害者に加え、精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者にも対象の拡大をすることとなりました。

つきましては県の要綱改正に伴い、本町においても県と同様の基準で対応するに当たり、今回条例の改正を行い、障害者の福祉の向上と負担の軽減を図ろうとするものです。

また町議会としても、平成30年に千葉県及び県議会に対して「精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書」を提出していただいております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第13、議案第8号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第8号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険制度に関する上位法令の一部改正等に伴うものでありまして、内容は2点ございます。

1点目は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことによるもので、昨年10月の消費税率引上げに伴う低所得者への段階的保険料軽減が、令和2年度は完全実施となるために改正するものでございます。

2点目は、国民健康保険税条例と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少したこと等による保険料の減免に対する財政支援の算定基準が示されたことから、保険料の減免については、令和2年2月1日まで遡って減免の対象に出来るように改正を行うものです。

なお、詳細につきましては担当課主幹より説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） 吉野主幹。

○健康保険課主幹（吉野栄子君） それでは命により、私のほうから、睦沢町介護保険条例の改正内容についてご説明いたします。

第1点目は、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い、消費税引上げによる増収分を財源とした低所得者への保険料軽減化を令和元年度から実施し、元年度においては完全実施までの2分の1である半年分の減額幅の基準を改めておりましたが、令和2年度は完全実施となるため、1年分の保険料率の減額を実施することによる改正となります。

議案と併せて、審議資料の43ページ及び新旧対照表45ページ、46ページをご覧ください。

第2条第2項から第4項は、保険料9段階のうち第1段階から第3段階までの低所得者への保険料の軽減についての規定と、本改正による保険料率の適用年度は令和2年度に係るものであるため「令和元年度及び」を削ります。

なお、第2項では第1段階の減額割合を減額賦課基準から0.2%減とし、保険料額2万3,900円を1万9,080円に改定いたします。

第3項、第4項では、第2項の減額賦課による規定を準用して軽減を適用することといたします。具体的には、第3項では第2段階の減額割合を減額賦課基準から0.25%減とし、保険料額3万9,800円を3万1,800円に改正し、第4項では第3段階の減額賦課基準から0.05%減とし、保険料額4万6,100円を4万4,520円に軽減するように定めます。

2点目の附則第9条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料額の減免につきましては、国民健康保険税等の減免と同様、介護保険制度においても一定の基準が示されたことにより、附則第9条に減免要件及び適用期間等の追加をし、審議資料の47、48ページのとおり、新たに要綱を定めます。

本則の介護保険条例第9条2項においては、減免申請書の提出期限の規定が提出時点で納期限前である旨規定がされておりますが、本改正では申請期限の特例により令和2年2月1日まで遡って申請が出来るよう改正し、附則により施行期日及び適用日を規定いたします。

なお、第2条は経過措置として、令和元年度以前の保険料は今回の軽減には適用されません。

以上、説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 日程第14、議案第11号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第11号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は平成28年度の機構改革により、新たにまちづくり課を設置したことにより、本来改正すべきところでありましたが、一部改正の未整備がありました。併せまして、令和2年度から建設課の設置に伴い、本条例第3条第5項第4号「町長が職員のうちから指名する者11人」を「13人」に変更するものであります。改正が遅れましたことについて、大変申し訳ありませんでした。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊議員。

○8番(田邊明佳君) 改正の未整備があったということで、1個あると、まだあるんじゃないかという疑いを持たれてしまうわけなんですけれども、他にこういった間違いがあるおそれはないのかということと、あとまた漏れが起こった要因は何だったのかということをお聞

かせください。

○議長（今関澄男君） 町長。

○町長（市原 武君） それこそ今回課を増やしたことについて、防災条例を見直したところでございますが、その際に数がどうしても合わないという報告を受けました。内容を精査したところ、過去において、まちづくり課が増えたことによるところが抜けていたということが発覚いたしました。ということで、これを謝りながら、改めて一緒に訂正をさせていただくということでございます。

また今回のこの誤りによりまして、ほかも見直しをしておりますが、今のところまだ誤りを発見に至っておりません。ないことを祈っておりますが、ふだんからきちんと中身を精査しながら進めて参りたいと思いますので、よろしくご指導お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 陸沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第15、議案第9号 令和2年度陸沢町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第9号 令和2年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

補正額は2,778万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ43億7,496万1,000円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。

2款1項6目企画費につきましては、岩井区から申請のあったお祭り用品の整備事業が採択となったため、一般財団法人自治総合センターからの助成事業となる一般コミュニティ助成事業助成金を計上いたしました。地区集会施設等補助金につきましては、上之郷区民センターの屋根とひさし及び妙楽寺青年館のひさしの修繕について要望があったことから、睦沢町地区集会施設等に係る補助金交付要綱に基づき計上いたしました。

また、スマートウェルネスタウン住宅については、今までに全ての入居が決定しましたが、昨年9月から入居していた1世帯が家庭の事情により5月末日をもって退去したため、敷金の償還金を計上いたしました。

なお、スマートウェルネスタウン住宅については、退去後に入居に関する問合せや現地見学をした方もおりますので、早い時期での入居に努めて参ります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード等関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構個人番号センターへの負担金であり、国の補助金の限度額が示されたことから計上いたしました。

4款1項3目環境衛生費につきましては、県の委託金が当初より多く配分されたことから自然遊歩道の適正な管理を行うため、追加計上いたしました。

5款1項5目農地費につきましては、ため池法の見直しに伴い、新たに指定された町内の防災重点ため池についてハザードマップを作成し、地域の防災力向上に寄与するため、計上いたしました。

8款1項5目災害対策費につきましては、上市場区自主防災組織に係る助成で、同組織では区内の各地域で独自に一時避難所を指定しており、当該箇所看板を設置するため、一般

財団法人自治総合センターからの助成事業となる自主防災組織育成事業を計上いたしました。

また昨年の台風15号、19号及び10月25日の大雨により被災した地域コミュニティ施設等6施設の修繕に対し、県の補助事業を活用した中で、事業費の3分の1を補助するための経費を計上いたしました。

9款1項2目事務局費につきましては、放課後児童クラブを運営していく上で、緊急事態に対応するためにAEDを設置するものです。

また学校給食について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため学校を臨時休業したことで、公益財団法人千葉県学校給食会に対して、既に発注されていた食材に係る違約金が発生するとのことから補償金を計上いたしました。

歳入につきましては、国・県支出金、地域優良賃貸住宅敷金基金の繰入れ及び諸収入のコミュニティ事業助成金は各事業の特定財源とし、一般財源は財政調整積立基金の繰入れにより調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和2年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎発言の訂正

○議長（今関澄男君） 日程第16に移る前に、先程田中議員から質問のありました関係の内容であります。白井課長の答弁で一部修正があるということでございますので、次の議案に入る前に白井課長のほうから説明を求めます。

○健康保険課長（白井住三子君） すみません。先程の議案第5号の国民健康保険条例の一部改正、傷病手当金の関係ですけれども、田中議員のほうから海外から帰国して14日間自宅にいたというような場合ということでご質問を受けたんですけれども、例えばその場合に風邪の症状があつて療養していたとか、そういうことであれば対象になろうかと思えますけれども、今回の傷病手当金につきましては、療養のため労務に服することが出来なかったというようなところが大前提でございますので、例えば帰国者・接触者外来に海外から帰国した人全てが行くわけではないですよ。無症状で自宅にいて、念のためというような場合は残念ながら対象にはならないということでご理解いただきたいと思えます。

答弁に誤りがありました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） それでは日程第16、議案第10号 令和2年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第10号 令和2年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、議案第5号でご承認いただきました睦沢町国民健康保険条例の一部改正に伴うもので、国民健康保険の被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いがあるために労務に服することが出来ない被用者を対象とした傷病手当金の支給を行うものです。

補正額は79万1,000円増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億4,219万9,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

4款県支出金は、傷病手当金の支給に係る費用について、国の財政支援により特別調整交付金として全額交付されることから、その費用について計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款保険給付費は、新たに6項に傷病手当金を追加し、県の新型コロナウイルス感染症発生率から、本町においては6名分の支給対象額を見込み計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和2年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、採決

○議長（今関澄男君） 日程第17、議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提出者の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の佐藤勝善氏の逝去に伴い、欠員が生じたので、後任の選出については地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をいただくものであります。

新たな委員は睦沢町大上2304番地、齊藤賢治氏であります。齊藤氏は元町職員で税制事務に精通され、固定資産評価についての学識経験が豊富であり、温厚篤実で人格見識とも優れ適任であると考えております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては前任者の残任期間であります令和3年3月19日までとなります。

○議長（今関澄男君） どうもご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案については正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案に同意することに決定をいたしました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（今関澄男君） 日程第18、報告第1号 令和元年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本件については以上のとおりご承知願います。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

12番、市原重光議員。

○12番（市原重光君） それでは発議案を申し上げます。

最初に、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてご説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものでございます。

自治体の財政力の違いによって子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るには、一人一人の子供たちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要でございます。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（今関澄男君） 大変どうもご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（今関澄男君） ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 追加日程第2、発議案第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) どうもご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

12番、市原重光議員。

○12番(市原重光君) 発議案第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、ご説明をいたします。

教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を担っております。しかしながら、社会の変化とともに、子供たち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供たちの安全確保など課題が山積みしております。子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するためには子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力は不可欠であります。よって、国における2021年度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

本日議決されました意見書2件については、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（今関澄男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第2回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時12分）